

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
158	3	生態系に係る影響範囲の設定が不十分。厳密な調査を行ない環境を維持しなければいけない。	今後の現地調査の結果及び事業計画を踏まえ、生態系への影響について、適切な予測及び評価に努めてまいります。
159	3	専門家2名の意見を踏まえ、自然環境保護条例による動植物の生態調査を平成28年までに実施したが、調査後から数年が経過しており、環境アセスメントに基づく広範囲の生態調査を、新たに実施すべきである。特に、湧水のある場所の近傍の生態系については詳細な調査をすべきである。また、事業の開始によるその周辺（事業地外）への生態系の影響に詳細に調査すべきである。	生態系については、方法書にお示ししておりますように、今後実施していく現地調査の結果を踏まえ、上位性種及び典型性種を選定いたします。 選定した各種について、生息地の減少や餌資源の減少といった観点から、本事業による影響を予測及び評価してまいります。
160	1	(2)生態系の調査範囲が当該区域の周辺300mとは、その設定根拠は。イノシシが住家追われてたった300m移動するだけなのか。何頭のイノシシが広大な65.3haの事業予定地に棲息しているのか。周辺地域への被害想定はないのか。	生態系については、今後の現地調査の結果を踏まえ選定する上位性種及び典型性種について、生息地の減少や餌資源の減少といった観点から、本事業による影響を予測及び評価してまいります。 範囲としましては、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成25年）では対象事業実施区域から250m、「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（建設省都市局都市計画課、平成11年）では200mとされていることから、今回の調査範囲については、それらの範囲を包含する対象事業実施区域から300mの範囲としております。 イノシシ等による獣害について、事業により増加したと科学的に立証された知見は今のところ確認されておりません。引き続き知見の収集に努めるとともに、獣害に関する対策については、地元の方との調整等も必要になってまいりますので、現状をお伺いするといった場を設けさせて頂く等、対応を検討してまいります。
161	1	調査すべき項目が「地域を特徴づける生態系」との記載だけで具体性がないため、調査地域や調査方法、調査時期について、意見を検討することが出来ない。具体的な調査計画を記載した環境影響評価方法書を改めて作成の上、縦観等の手続きを行わせたい。/評価の手法については、「影響が実行な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているか」ではなく、「貴重な生態系の存在が発見された場合は、影響が回避されているかを検討し、回避出来ない場合は静岡県希少野生生物保護条例に基づき、事業中止又は計画の見直しを行う。」とされたい。	記載について、一部不明瞭なものとなっており申し訳ございませんでした。 生態系については、今後の現地調査結果を踏まえ、対象事業実施区域及びその周囲における生態系を代表する種として、生態系の上位に位置する上位性種、生態系の特徴を典型的に表す典型性種を選定し、各種に対して、事業の実施による影響を予測及び評価してまいります。 予測及び評価の結果、本事業による生態系への影響が著しいと判断された場合には、事業の中止を含めた計画の見直しを検討してまいります。
162	1	施設稼動後は、現況に比べて動植物の生息域に変化が生じるため、評価材料になる。	ご意見を頂きましてありがとうございます。 参考にさせて頂きます。
163	1	森林伐採に伴う弊害について、生息調査だけではなく、事業地の「気温上昇」「湿度の低下」「地形変更」「現状と事業開始後の環境」の観点からの調査等が必要。	ご意見頂いた点について、可能な限り事業による伐採面積を縮小するといった保全対策により、気温上昇等による影響の低減に努めてまいります。また、今後の現地調査の結果にもよりますが、現状と事業開始後ににおける生息状況等を比較出来るよう、必要に応じて事後調査を検討してまいります。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
164	1	森林がなくなれば、植物プランクトンや海藻が栄養分とするフルボ酸鉄はできなくなり、植物プランクトンや海藻が育たなくなり、食物連鎖が崩れ、生態系が崩れ、駿河湾に生息するサクラエビ、魚介類に影響を及ぼす可能性があるので、柿沢川下流、狩野川、駿河湾まで環境影響の調査、検討、評価をしてほしい。悪影響を及ぼさないことを示す科学的数値を出してほしい。	事業計画の検討の際には、可能な限り伐採面積を縮小する、一部は残置森林とし残存させるといった保全策により、影響の低減に努めてまいります。一方で、柿沢川下流、狩野川、駿河湾までの範囲に及ぶ調査、検討、評価については、その規模、内容から鑑みても、1事業として扱うことが可能な範疇ではなく、確固たる評価手法も現状としては存在しないことから、難しいものであると考えております。
165	1	環境影響回避については、現状、影響回避をした場合、影響回避をしなかった場合の観点から評価を行う必要がある。	今後の現地調査の結果及び事業計画を踏まえ、本事業による影響を予測及び評価してまいります。環境影響評価では、その結果を踏まえ、影響を回避、低減するため、方法書にお示ししておりますような環境保全措置を検討し、事業計画を環境保全上より望ましいものとする必要がございます。そのため、評価に関しましては、現地調査の結果、事業計画、環境保全措置の内容を総合的に踏まえた上でるものとなります。
166	1	今回のように大規模な施設ともなればその影響はとても大きく、その設置場所のみならずその周辺に対しても太陽光からのエネルギー循環、水系の循環、植生の変化などに伴う影響がどのように現れるか現在の環境アセスメント科学では予測するのが難しいのではないかと懸念しています。単に絶滅危惧種、希少種などのピンポイント的な評価を主としたアセスメントでは、今回のような大規模な自然かく乱の影響を正しく評価できるのか疑問に思います。	ご意見を頂きましてありがとうございます。 今後の現地調査の結果及び事業計画を踏まえ、本事業による影響について、適切な予測及び評価の実施に努めてまいります。
167	1	調査、予測及び評価の手法(景観)で、現地調査を好天日の1日としている。富士山を仰ぐ地域として地域住民に慕われていることから、日数が不十分である。最低でも四季別の調査が必要と考える。	写真撮影時期は眺望点の利用状況や眺望景観の特性に応じて設定しており、最多利用季として繁茂期である観光期、ソーラーパネルが見えやすい時期として落葉期としています。
168	5	3キロ圏内だけでなく調査範囲を広げてください。長泉町や熱海市まで広げてほしい。	影響範囲は意見7の事業者の見解のとおり約3000mとしています。
169	1	景観の変化による地価、流入人口の変動を予測、評価してほしい。 もし、下落が予想され、住民に不利益が生じる恐れがある場合は全般の中止を含め、再検討してほしい。	環境影響評価は、生活環境や自然環境など環境保全の観点から行われるものであり、資産価値の低下など経済的な評価は対象としていません。
170	10	「方法書」のビューポイントの数があまりにも少ない。居住区や観光地などの多くのポイントからの評価が必要である。特に、丹那盆地からの景観阻害は著しい。観光道路伊豆スカイラインからは眼下に巨大なパネルが見え、その彼方に富士山や箱根山、駿河湾が眺望される景勝地の景観を著しく阻害する。また、この地は、ハンググライダーの施設があり、多くのライダーたちがその景観を楽しむためにおとづれている。ハンググライダー（空）からの眺望も考慮すべき。環境に対する配慮が適正に行われているかの評価方法は、事業者による主觀ではお手盛りデータになってしまって、第3者的な判断（行政としては県、事業に關係のない一般の方など）で評価してもらう必要がある。	景観については評価項目に選定していますので、準備書では方法書に示した手法に基づいて、調査、予測・評価を行います。調査を実施する主要な眺望点は、「不特定かつ多数の者が利用している場所及び地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所のうち、発電所を望むことができると想定される地点としました。また、「自然公園等、景観を保全すべき区域がある場合には、当該区域内の展望所等の眺望点も含む」という一般的な観点から地点を選定しました。また、評価の手法は、調査及び予測の結果に基づいて、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討いたします。また、事業者自ら調査、予測・評価した結果は準備書に取りまとめられ、住民説明会、準備書の意見の聴取、県の審査会で審議されることとなります。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
171	13	火雷神社を含めた丹那断層公園からの眺望は、事業地を含んだ丹那断層線を介在した直線的な山の地形の自然な割れ方を見るジオポイントなので、遠方からも不特定多数の観光客が来る眺望点であり、景観眺望点に含む必要がある。開発によって現況と大きく変わると景観を損なうおそれが大きい箇所になる。また、調査地点として、設定根拠としている住宅等の存在する地区を代表する主要な眺望点として渴水記念碑と丹那断層公園もすべきと考える。	景観の調査は対象事業実施区域（以下、「計画地」と呼ぶ。）から3000mの範囲としますので、その範囲以外の地点は対象外です。追加の要望が多い丹那断層公園の周辺には新山バス停及びJA三島函南畑の景観調査地点があります。新山バス停は丹那断層公園より正面に計画地が眺望され、JA三島函南畑は、丹那断層公園より近い位置で計画地が眺望できますので、これらの予測結果から丹那断層公園の影響を把握できると考えます。また、渴水記念碑の地点も候補地点として確認しましたが、同じ方向でも計画地が近い酪農王国オラッヂを選定していましたので、より正面から眺望できる新山バス停を調査地点としました。ダイヤランドの調査地点は調査範囲の3000mの外ですが、計画地を眺望できる地点を踏査しましたが確認できなたっかことから、ダイヤランド管理事務所（ダイヤホール屋上）とされています。なお、伊豆スカイライン駐車場はダイヤランドの東端に近いことから、ダイヤランドからの眺望の評価の参考になると考えます。
172	5	方法書の景観観測地点の9地点には明らかに事業地域のパネルが見えない場所が選定されており、眺望できない場所をなぜ選定したか根拠を示し、調査地点の見直しを求める。④ダイヤランドホール、⑤田代公民館、⑥軽井沢公民館は、パネルの眺望ができないことが明らかである。	調査地点の選定は、太陽光発電所が視認される可能性のある範囲内の住居等が存在する地区として、ダイヤランド地区、田代地区、軽井沢地区、名賀地区、西方地区、畑地区、滝沢地区、新山地区、乙越地区の9地区を選定しました。その内、近接地域の田代地区、軽井沢地区は眺望の可能性が低いと考えますが、眺望できないことを示すため個別の調査地点を設定しました。酪農王国オラッヂは不特定多数の人が集まる地点ですが、名賀地区と西方地区が地形の影響で眺望地点がないことからそれらの中間地点で代表地点としました。JA三島函南畑は畑地区と滝沢地区的代表地点、新山バス停は新山地区と乙越地区的代表地点としました。また、ダイヤランドの調査地点は調査範囲の3000mの外ですが、計画地を眺望できる地点を踏査しましたが確認できなたっかことから、管理事務所（ダイヤランド屋上）とされています。なお、伊豆スカイライン駐車場はダイヤランドの東端に近いことから、ダイヤランドからの眺望の評価の参考になると考えます。
173	7	伊豆半島は、ユネスコ世界ジオパークとして認定された。函南町内には、8か所のジオサイト（ジオパークに認定されたエリア）がある。①田代盆地（丹那断層 火雷神社）②軽井沢（1 kmの 横ずれ断層横による2つの谷間）③丹那盆地（丹那断層公園、酪農王国オラッヂ）④池ノ山峠⑤玄岳（西丹那駐車場）⑥十国峠（十国峠展望台）⑦月光天文台⑧柏谷（横穴遺跡群）この中で、②は、田代盆地、軽井沢、丹那盆地のジオサイトを伊豆スカイライン展望台から眺めることができる。⑤は、田代盆地を含む北伊豆地域や富士山 箱根山 天城山などの火山 断層地形のパノラマを眺めることができます。また、②⑤からは、素晴らしい景観と共に太陽光パネルも同時に視界に入り不愉快な眺めとなる。以上の観点から、「ユネスコ世界ジオパーク認定」、「函南町景観まちづくり条例」との適合について確認することが必要である。	準備書では景観を評価項目として選定しており、調査範囲の主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観の状況を既存資料から整理します。また、主要な眺望点候補として伊豆スカイラインの西丹那駐車場等の9地点を選定しており、現地調査を実施して眺望及び景観資源の状況を把握します。対象事業実施区域及びその周囲の景観資源としては箱根火山群、多賀火山群、玄岳及び丹案断層が広域にわたって分布しています。したがって、伊豆スカイラインの西丹那駐車場からは、函南町内のジオサイトである軽井沢、田代盆地、軽井沢、丹那盆地のジオサイトを対象事業実施方向に眺望することができます。このように景観資源は選定した主要な眺望地点から、同様に眺望されると考えますので、景観については、現地調査を実施して、主要な眺望点からの眺望の変化及び景観資源への影響について、予測・評価を行います。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
174	5	丹那盆地西側の新山地区からの景観阻害が著しいが、酪農王国オラッヂェから軽井沢地区までの移動時は、威圧的な景観の阻害が予測できる。丹那盆地南側の高台を通過する熱函道路からの異様な景観は、観光資源としての長閑な田園風景を著しく破壊し、地元を訪れる観光客へのダメージは計り知れない。景観阻害が地元経済に及ぼす影響についても調査すべきである。	環境影響評価は、生活環境や自然環境など環境保全の観点から行われるものであり、事業による観光への経済的な影響は対象としていません。
175	25	熱函道路から見下ろす丹那盆地と富士山の景観は函南の最も素晴らしい絶景の場所です。ところが事業予定地に10万枚のソーラーパネルを山の斜面に設置するとなれば、函南のシンボルは一挙に損なわれてしまいます。	準備書では景観を評価項目として選定しており、主要な眺望点からの予測においては、設備の色彩は周辺環境に調和した色彩とするなど環境保全措置を検討した上で、予測・評価を行います。
176	1	施設の稼動後に台風などの強風で施設が吹き飛ばされるような破損や火災等が生じたときは、影響が出るので、評価材料になる。	ソーラーパネルの設置計画においては、強風で施設が吹き飛ばさないように「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン」（2019年版）の設計用基準風速（建設地点の地方における過去の台風の記録に基づく風害の程度などの風の性状に応じて30m/s～46m/sの範囲内において定めた JIS C 8955:2017 に示される設計用基準風速34m/s）を用いています。また、発電設備及び変電設備においては、落雷による発火防止の為の避雷針等の設置及び過電流等を防止するための遮断装置を備えており、適切な電気工事を行うことで火災の可能性はほとんどありません。火災の可能性が高いPCS、特高変電所については法令に従い適切な対策を実施するとともに、必要であれば地元消防とも協議して万全の対策をとります。また、監視制御システムによりオンラインにて常時モニタリングを行い、各設備に異常が有った場合は、早急に状況を把握出来、対応する事が可能です。
177	1	事業内には、旧東海道で箱根関所に並ぶ根府川の関所に至る根府川街道が通っており、街道の両側に事業エリアが広がる計画である。かつて函南町のボランティア団体が熱海峠まで街道を整備し、文化財的な重要性をもつハイキングコースとして利用された。環境影響評価項目に「人と自然との触れ合いの活動の場」を入れるべきである。	対象事業実施区域内の根府川街道については函南町文化財保護課と協議して残すように計画していますので、改変して消失することはありません。また、人と自然との触れ合いの活動の場では、工事車両のアクセスの影響を対象としますが、根府川街道は既存資料にも記載がないことから対象としていません。
178	1	県道11号線は、自動車だけでなくサイクリングを楽しむ方が多く往来する。季節により利用状況が異なるため、春夏秋冬で交通量調査が必要である。	人と自然との触れ合い活動の場は方法書に示したように観光パンフレットなどに掲載された場所を抽出して記載していますが、これらの資料に県道11号線（旧道）はサイクリングロードとしての記載がないことから記載していません。
179	2	「人と自然の触れ合いの場の利用に対する影響が想定される範囲」として、対象事業実施区域内とされているが、こんな範囲設定の調査に何の意味があるのか？丹那・軽井沢地域という日本古来の風景を残すこの土地を「触れ合いの場」として来た住民にとって、周囲の豊かな山林を喪失してしまう事こそ、この事業の及ぼす多大な影響である。調査範囲は、周囲を含めた地域全体が妥当である。	人と自然との触れ合い活動の場については工事中は人と自然との触れ合い活動の場へのアクセス車両への影響を対象としており、地形改変及び施設の存在は直接改変される人と自然との触れ合い活動の場への影響を対象としています。関係地域の設定では、工事は一時的なものであることから供用にの影響範囲を記載しています。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
180	2	対象事業実施区域周辺には、典型的盆地風景が広がる自然豊かな地域景観となっており、県内外から当該エリアを訪れる観光客も少なくない。また、丹那盆地にパラグライダー等の着地地点があることから、多くの空の利用者が存することも、全く記載されていない。対象事業実施区域の南に、景観被害が想定される数千区画の別荘地が存在していることも、全く記載されていない。地域活性化の観点から重要である上記の事実を明らかにしていない環境影響評価方法書は論外である。事業者にとって不利な情報であっても正確に記載し、それを前提とした事業計画を再検討の上で改めて環境影響評価方法書を作成し、再度、縦覧等の手続きを行わせたい。	人と自然との触れ合い活動の場は、方法書の非選定の理由で説明したように評価項目に選定していません。主要な人と自然との触れ合いの活動の場とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいうことから、パラグライダーの着地地点等については対象とはしていません。
181	1	施設供用に伴う廃棄物は事業実施区域内とするなら、発災時や、事業撤退時に発生する廃棄物が無いか、事業区域内に廃棄することになるが、実際はどうするのか説明する必要がある。	本事業では事業完了時のソーラーパネルは事業所内で使用済みの廃棄物として発生し、指定の産業廃棄物処理業者により、一部は再生利用され、残りは最終処分されます。また、環境省は「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」（平成30年12月）を策定しており、本ガイドラインが広く周知されることにより、太陽光発電設備のリユース、リサイクル等の推進を通じて循環型社会の形成に寄与することはもとより、太陽光発電設備の普及による低炭素社会の実現に資することが期待されています。本事業の完了時の廃棄物の処分についても本ガイドラインにしたがって、最大限リユースされると考えます。
182	4	事業予定地に産業廃棄物が埋設されている箇所が複数ある疑念がある。事業者が調査を行った記載がない。ボーリング等の十分な調査を行い、事業が安全である根拠を示さねばならない。	対象事業実施区域内の産業廃棄物の不法投棄は確認しておりますが、事業の実施にあたっては、産業廃棄物の不法投棄が確認された場合には、関係部署に相談の上、適切に対処いたします。
183	9	将来発生する廃棄パネル処理の問題も不安要素です。事業終了後のパネル等設備の撤去について契約書を提出してください。	事業完了後は、設備の運用会社において、防災及び利水の観点から排水施設・調整池は維持し、発電施設は全て撤去する計画です。この内容については地元と協定締結を検討します。なお、「電気事業法や再生可能エネルギー特別措置法などの改正を盛り込んだエネルギー供給強制化法」において、太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てを担保する制度が2022年4月に施行される見込みで、積立期間はFIT期間終了前10年間で、積立頻度は1ヶ月ごと程度、10kW以上のすべての太陽光発電のFIT案件が対象となります。
184	5	地震、台風等にてパネルに壊滅的な状態になった時と、発電が終了した時のパネル廃棄はどこが行うか。しっかりと決めておかないと行政が処理しなければならなくなる。	地震及び台風などでパネルに壊滅的な状態になったときとか、発電が終了したときのパネルの廃棄については、本設備の運用会社で責任をもって対処することを地元との協定締結を検討します。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
185	4	太陽光パネルには、鉛、セレン、カドミウムなどの有害物質が含まれているものがあり、適切な処分方法が求められる。パネルに含まれる「有害物質等の情報の開示方法」及び「工事中」「運営事業中」「事業完了後」における適切な廃棄物処理方法及び有害物質の流出拡散する懸念について環境影響評価が求められる。	太陽光パネルに含まれる有害物質（鉛、カドミウム、ヒ素、セレン）については、「使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドライン（第1版）」（2017年、太陽光発電協会）により、含有率基準値（0.1wt%）を超える場合に定られた方法で表示することとなっていることから、準備書において本事業で使用するソーラーパネルについても同様に記載します。また、環境影響評価では廃棄物等を評価項目として選定していることから、事業完了後の廃棄物については環境保全措置を検討した上で予測・評価を行います。なお、工事中及び供用時については基本的にソーラーパネルの産業廃棄物としての発生は想定されませんが、破損等が発生した場合は法律に基づいて適切に廃棄することを準備書に記載します。
186	6	工事によって生じる廃棄物について「未定」となっているが、環境影響評価を行う際に公表及び評価検討を行わなければ、他に機会がない。この件について先送りするのであれば、再度環境影響評価について、順を追ってやりなおす必要がある。	造成等の施工による一時的な影響について、廃棄物等については評価項目に選定していますので、準備書において残土、樹木など種類別の発生量、再生利用量、最終処分量などを予測し、評価します。
187	1	施設供用に伴う廃棄物は事業実施区域内とするなら、発災時や、事業撤退時に発生する廃棄物が無いか、事業区域内に廃棄することになるが、実際はどうするのか説明する必要がある。	本事業では事業完了時のソーラーパネルは事業所内で使用済みの廃棄物として発生し、指定の産業廃棄物処理業者により、一部は再生利用され、残りは最終処分されます。また、環境省は「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」（平成30年12月）を策定しており、本ガイドラインが広く周知されることにより、太陽光発電設備のリユース、リサイクル等の推進を通じて循環型社会の形成に寄与することはもとより、太陽光発電設備の普及による低炭素社会の実現に資することが期待されています。本事業の完了時の廃棄物の処分についても本ガイドラインにしたがって、最大限リユースされると考えます。
188	3	大量のパネルが設置された場合、局地風が発生することが専門家の意見としてあるが、そのことに関しての記載がまったくない。太陽光パネルが暖められた空気が上昇風となり谷風を発生させ、局地的な降雨をもたらす。局地風による影響も調査項目にいれるべき。	国立研究開発法人科学技術振興機構のホームページに掲載の「里山に太陽光パネルを設置することのは非について」の温度の実測事例によると、「パネル表面の温度はもちろん林内に比較すると高いが、予想（不安）しているより低く28℃程度であった。パネルの裏は陰で涼しく20℃程度であり、アスファルトの温度が40℃近くなることに比較すると、太陽光が当たっていてもパネルそのものの温度上昇は高くないことが分かった。」との事例もあり、ソーラーパネルによる昇温の影響はそれほど大きくないと考えます。また、対象事業実施区域及びその周囲は山間地出ることから、日中の晴天時は谷風となり、風が谷間を吹き上がるところから昇温の生活環境に対する影響は小さいと考えます。また、本事業の開発面積は周辺の山域の面積と比較すると小さいと考えますので、雨が降りやすくなる可能性も小さいと考えます。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
189	3	熱風が集落に降りてくるはずであるのに、この件にもふれてない。調査項目にいれて、どの程度の影響があるのか具体的に調査すべき。丹那は盆地のため、地形・標高などが考慮されていない。風・雪・気温・など、特徴を考慮してまじめな調査をもとめる。また、ソーラーパネルが強風で飛ばされて、災害が起きたとニュースで聞くが、大丈夫なのか。	一般的に夏の晴天時などに気温が高くなりますが、その時は地形に沿って風は上昇しますので、熱風が谷筋の集落や丹那盆地に降りてくることはないと考えます。また、ソーラーパネルの設置計画においては、「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン」（2019年版）の設計用基準風速（建設地点の地方における過去の台風の記録に基づく風害の程度などの風の性状に応じて30m/s～46m/sの範囲内において定めた JIS C 8955:2017 に示される設計用基準風速34m/s）を用いています。
190	1	方法書には年間平均風速が記されているが、問題は最大風速である。雨水の量も同じであるが、過去5年間の最大風速、雨量の調査不足。	網代特別地域気象観測所の平成元年の月毎の最大日雨量221.0mm、1時間最大雨量30mm、最大風速27.2m/sと平均だけではなく最大値も掲載しています。国土交通省の水質水文データベースによると2019年の台風19号の丹那観測所の1時間最大雨量は30mmとなっており、網代の1時間最大降水量30mmと同じ値となっています。
191	1	事業対象実施区域周辺の住民が水道水として利用している地下水についての調査、予測及び評価が計画されていない環境影響評価方法書は論外。下記を含めた「調査、予測及び評価の手法」を記載した方法書を改めて作成し、再度、縦覧等の手続きを行われたい。既に把握されている4カ所の水源（図3.2-8）及び当該水源を利用した水道供給区域内の井戸についての水位変化及び水質を四半期毎に調査し、その変化を予測すること。	本事業では対象事業実施区域の樹木を伐採して、可能な限り現地形を利用するとともに、一部、土地の改変をしますが、切土面の土を盛土面に埋立てて最小限度の地形改変を行います。また、対象事業実施区域内の7地点では、ボーリング調査をすでに実施しておりますが、その結果では被圧地下水（深井戸）は確認されなかつたことから、丹那断層の地下水や対象事業実施区域の簡易水道（深井戸の西方水源、びんの沢水源及び奴田場水園）などの地下水脈への影響は想定されません。また、湧水利用の田代水源は対象事業実施区域と流域がことなることから、影響は想定されないと考えます。
192	1	開発による集水と河川流量の変化、地下水変化は、現在の丹那盆地の水利の大きな影響がある。本事業が丹那盆地の水利に与える影響を逐年にわたって調査しなければならない。	地下水の変化は見解191のとおりです。「河川の変化」については、本事業では樹木の伐採や土地の改変を行うことから、対象事業実施区域には流域ごとに十分な容量の調整池を設置し、雨水の排水量を調整することで、河川流量の増加を抑制し水害防止に対処するため項目を選定していません。なお、この条例との対応については方法書には記載していませんので準備書で記載いたします。また、当該施設の影響により発生した災害等への対応については地元と協定締結を検討するなど真摯に対応したいと考えます。
193	1	湧水については、調査期間を長期に行い、季節による変動、降雨との相関について調査し、それを基に事業域内の切り土と盛り土を行う地区的地盤強度を検討すべきである。	対象事業実施区域内の地下水の状況及び地下水への対応は見解191のとおりであり、調整池Bの帶水層が降雨により水位が上がり、流出水として丹那沢に流れ出ていると考えます。また、盛土部の土地の安定性については、通常時及び地震時について予測・評価しますが、湧水の影響については予測の対象ではありませんが、対象事業実施区域全体のボーリング調査結果では帶水層が確認されていないことから、土地の安定性は準備書で、適正に予測・評価されます。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
194	1	静岡県の環境影響評価技術指針には、地下水の変化についての項目がある。地元軽井沢区には、湧水箇所が複数あり、事業地域から地下水が流入している。本事業は丹那トンネル工事による湧水から辛うじて残る地下の水の流れを大きく変える可能性がある。軽井沢区はこれまで辛うじて地盤の安定が保たれていた地域であるが、本事業による大規模な雨水の集水により、豊水期と湧水期の土壤の含水状態が変化し、地元集落の上にある急峻な傾斜の崩落の原因になる可能性がある。地下水の変化が地質の安定性にもたらす影響を調査しなければならない。	方法書では、本事業に係る環境影響評価項目の選定並びに調査、予測・評価手法については、経済産業省の「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、産業保安グループ、電力安全課）の太陽熱発電事業の参考項目を基本として、評価項目を選定しています。県条例に項目がある地下水の変化については影響が想定される参考項目ではありませんの選定していません。また、本事業で選定しない理由は見解191のとおりです。次に、土地の安定性については、林地開発では盛土が最大となった場合の通常時及び地震時の安全率の予測を行い評価しますので、降雨時の土地の安定性については地震時の影響が降雨時より大きいことから対象となっていないと考えられます。
195	1	事業地の活断層付近で湧水が存在することは、地元では古くからの周知の事実である。事業により活断層上に調整池を設置し、湧水箇所をならしてパネルを設置する計画は論外です。安全であることの根拠を示すための、地質調査・地下水調査は必須であり、方法書記載の調査では全く不十分である。	対象事業実施区域の7地点のボーリング調査結果によると対象事業実施区域全体の地質を把握した3地点及び調整池A-1、A-2の2地点では帶水層が確認されていません。一方、調整池Bの2地点では表層から0.2～1.0mに帶水層が確認されています。したがって、調整池Bで確認された帶水層の浅井戸（不圧地下水）への影響の可能性は全くないとは言い切れませんので、現地調査として、丹那沢周辺における利水調査を実施したうえで、必要に応じて工事前調査、工事中調査、供用後調査を実施することとし、その結果は所有者に説明いたします。
196	14	旧丹那トンネルの掘削が、丹那盆地の区域の水枯れを引き起こしたことは周知の事実である。今回の65haの開発は面積では丹那盆地中央に集まる盆地流域からの集水面積が1割である。現在、丹那トンネル西口に湧く地下水を函南町や熱海市が上水道として利用しているが、パネルの巨大集水作用による河川への放流が、上水道として利用している地下水に与える影響について調査を行う記載が全くない。地下水を利用する下流域の住民の生活への影響が大きいことから、充分な調査が必要である。	本事業では対象事業実施区域の樹木を伐採して、可能な限り現地形を利用するとともに、一部、土地の改変をしますが、切土面の土を盛土面に埋立てて最小限度の地形改変を行います。また、対象事業実施区域内の7地点では、ボーリング調査をすでに実施しておりますが、その結果では被圧地下水（深井戸）は確認されなかったことから、丹那断層の地下水や対象事業実施区域周囲の簡易水道などの地下水脈への影響は想定されません。
197	1	函南町の地下水は非常に清度の高さでは知られている。調査項目のにぎりが地下水にどのように影響するのか記載されていない。地下水の水質測定実績を環境モニタリングでは県下全域を10kmメッシュに分析している。3kmの調査範囲では不十分。	降雨時の濁水は沈砂池及び調整池を経由して、河川等に排水されますので、水の濁りの影響は低減されることから、影響範囲は河川等との合流地点付近と想定されます。また、地下水は土壤で雨水が浄化された水ですので、その機構により地下水が濁る可能性は想定されないと考えます。
198	1	樹木の種類に着目した水資源の影響も評価してほしい。落葉樹が多数伐採されることで保水力を失った区域が昨今の豪雨に耐えられるか怪しい。また、落葉樹の落ち葉から得られる養分は貴重で、再生エネルギーのためとは言え、地球環境保全に不可欠の落葉樹の伐採には慎重な評価が望まれる。 丹那盆地は酪農と稻作を営む集落に囲まれた「里山」を形成している。里山の効用は多岐に亘るが、丹那盆地の里山は人口、産業の集中する東海道に位置し、多くの人が日本人の心の故郷を連想でき、癒され、リフレッシュできる潜在的価値のある里山である。区域の景観資源の中心をなす里山の評価は総合的、俯瞰的視野から行ってほしい。	環境影響評価は、生活環境や自然環境など環境保全の観点から行われるものであり、水資源の影響は評価の対象ではありません。事業の実施においては、対象事業実施区域の周囲には残置森林を設置し、造成緑地には潜在植生に配慮した植栽を実施するとともにソーラーパネルの下は種子吹付を行うことで、可能な限り緑の回復を図り、自然環境や景観への影響の低減を図ります。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
199	7	静岡県の環境影響評価技術指針には、河川の変化についての項目がある。地質特性から、事業地域とその下流については、降雨量と河川の流量の関係を調査しなければならない。かつて丹那トンネル工事による渇水は、降雨量と河川流量の比較を町内の広範囲に行なった比較から、トンネルの水抜杭から盆地直下の地下水が流出していることが付き止められた。丹那地区は地下への水の流出量を上回る降雨量に対しては、軟弱地盤のため土砂災害の危険性が急激に高まる地域である。数値上の計算のみで調整池を設置するのは論外であり、水文学の知見や緻密な地質調査を踏まえた地域の特性を十分に調査しなければならない。	環境影響評価は、生活環境や自然環境など環境保全の観点から行われるものであり、本事業における調整池の容量及び下流河川の流下能力など、防災の観点からの対応（洪水調整機能）については森林法等の法律に基づく開発許可において担保されているものと考えます。また、環境影響評価条例の項目としては、「河川の変化」の項目がありますが、本事業では樹木の伐採や土地の改変を行うことから、対象事業実施区域には流域ごとに十分な容量の調整池を設置し、雨水の排水量を調整することで、河川流量の増加を抑制するため評価項目として選定していません。なお、この条例との対応については方法書には記載していませんので準備書で記載いたします。
200	1	柿沢川の水を利用しているのは、稻妻用水、新田用水、肥田用水の関係者らは、昔に比べると少なくなってきた川の水量に、日照りが続くと水量確保に難儀することも経験している。ゆえに、これ以上の川の水位低下は困る。これは、水利利用権の侵害ともいえよう。このような渇水被害を起こす恐れのある開発は森林法で禁じている。	本事業では森林伐採や地形の改変を行なうことから「河川の変化」が想定されますが、林地開発申請において、対象事業実施区域には流域ごとに十分な容量の調整池を設置し、雨水の排水量を調整することで、河川流量の増加を抑制し、水害防止に対処しています。また、設置する調整池は貯留した雨水を一定量排水する構造（放流量を時間降雨強度が15mm以上又は調整池が空になるまでの時間が24時間となるように設計）となっていることから、河川の水が減少して渇水になることはないと考えます。
201	1	軽井沢地区の調整池の2つ共放流先は柿沢川です。こちらの水量に関しても、しっかりと調査をして台風19号の雨量を元に安全だとわかる様に調査して住民に説明して下さい。	2019年の台風19号の丹那観測所の雨量は国土交通省の水質水文データベースによると1時間最大雨量は30mm/hであり、10月12日の降り始めから13日の降り終わりまでの総雨量は304mmとなっています。調整池の容量は50年確率降雨強度104mm/hを用いて設計されており、調整池の放流量も時間降雨強度が15mm以上又は調整池が空になるまでの時間が24時間となるような設計となっています。したがって、本事業により、柿沢川の氾濫への影響は想定されないと考えます。
202	4	方法書によると、環境影響評価の項目として「火災」について記載がない。しかし、当該施設は一旦火災が発生すると「山林火災」となる可能性があり、環境要素のすべてにわたって少なからぬ影響が持続するおそれがある。そこで、本事業に係る環境影響評価ではその設置場所の自然的状況にかんがみて「火災」についても環境影響評価がされるべきと考えられる。	本事業に係る環境影響評価項目の選定並びに調査、予測・評価手法については、経済産業省の「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、産業保安グループ、電力安全課）の太陽熱発電事業の参考項目を基本として、事業特性と地域特性を勘案して選定しています。一方、メガソーラにおける強風による破損により火災が発生した事例等がありことから、それらの対策や万が一火災が発生した場合の消火体制などを準備書の事業計画に記載いたします。
203	4	火災対策はどのようにするのか、不審火だけでなく、自然発生や周囲からの山火事等の消火や延焼防止の対策について、検討項目に入れておく必要がある。また、事業開始後も事業者が常駐監視する必要があるのではないか。	発電設備及び変電設備においては、落雷による発火防止の為の避雷針等の設置及び過電流等を防止するための遮断装置を備えており、適切な電気工事を行なうことで火災の可能性はほとんどありません。火災の可能性が高いPCS、特高変電所については法令に従い適切な対策を実施するとともに、必要であれば地元消防とも協議して万全の対策をとります。また、監視制御システムによりオンラインにて常時モニタリングを行い、各設備に異常が有った場合は、早急に状況を把握出来、対応する事が可能です。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
204	3	強風でパネルが飛んだ場合、枯れ草の山で山火事が起きるのではないか、熱海方面に火が上がるのではないかと心配しています。パネルによる山火事の恐ががないか調査をお願いします。	メガソーラーにおける火災の原因として強風による破損により火災が発生した事例がありますが、その原因是設備の固定が不十分であることが原因となっています。本事業ではソーラーパネルの設置計画においては、「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン」(2019年版)の設計用基準風速（建設地点の地方における過去の台風の記録に基づく風害の程度などの風の性状に応じて30m/s～46m/sの範囲内において定めた JIS C 8955:2017 に示される設計用基準風速34m/s)を用いて設計しており、十分な強度を持っていると考えています。
205	9	森林を伐採し、ソーラーパネルを設置することにより気温の変化が予想される。年間を通してそれがどの程度のものであり、住民にどのような影響を与えるか、またそれが動植物にどのような影響を与えるか調査しなければならない。気温上昇による酪農への影響も心配しています。	本事業では対象事業実施区域の周囲には残置森林を設置し、造成緑地には潜在植生に配慮した植栽を実施するとともにソーラーパネルの下は種子吹付を行うことで、可能な限り緑の回復を図ります。また、国立研究開発法人科学技術振興機構のホームページに掲載の「里山に太陽光パネルを設置することのはずについて」の温度の実測事例によると、「パネル表面の温度はもちろん林内に比較すると高いが、予想(不安)しているより低く28℃程度であった。パネルの裏は陰で涼しく20℃程度であり、アスファルトの温度が40℃近くなることに比較すると、太陽光が当たっていてもパネルそのものの温度上昇は高くないことが分かった。」との事例もあり、ソーラーパネルによる昇温の影響はそれほど大きくないと考えます。また、昇温は太陽光発電事業で影響が想定される参考項目でないことから、評価項目として選定していません。
206	5	微気象という現象についても心配をしています。10万枚のソーラーパネルを貼ることで、その地域の気温が上がり上昇気流が生まれ、丹那地区に豪雨が多く発生すると聞いています。微気象についても調査をしてください。気温上昇による酪農への影響も心配しています。	本事業による昇温の影響については見解205のとおりです。また、対象事業実施区域及びその周囲は山間地であることから、気温が高い日中の晴天時については、暖められた空気が周辺に滞留するのではなく、上昇気流となります。そのため、その規模は小さいことから、昇温の影響は小さいと考えます。
207	48	当該事業計画は、函南町の、広大な豊かな森と自然が息づく地、富士・箱根国立公園に直近する地帯にあり、当該発電施設は突如として出現する異端者で、自然にまったく調和しない、けばけばしい構築物を並べ立てるものである。豊かな美しい自然環境を大きく損なう、数十ヘクタールの豊かな自然と森林環境を根底から破壊する事業計画である。また、今回の大規模なメガソーラー建設により、雨水の自然浸透がなくなり、土砂災害や水害の原因になる事が考えられます。	環境影響評価は、生活環境や自然環境など環境保全の観点から行われるものであり、本事業の土砂流出対策については、林地開発の手続きにおいて、担保されていいると考えます。本事業では対象事業実施区域の周囲には残置森林を設置し、造成緑地には潜在植生に配慮した植栽を実施するとともにソーラーパネルの下は種子吹付を行うことで、可能な限り緑の回復を図り、自然環境や景観への影響の低減を図ります。本事業の土砂流出対策については、林地開発の手続きにおいて、調整池の堤体の構造、法面及び盛土面の安全設計を行っており、洪水調整については、流域ごとに十分な容量の調整池を設置し、雨水の排水量を調整することで、河川流量の増加を抑制し水害防止に対処しています。
208	9	予定地周辺は里山の豊かな自然と文化に恵まれた地域です。森林を伐採しこのような巨大な人工物を設置することは、景観や生態系だけでなく、周辺の生活環境や観光資源へのマイナスの影響が予想されます。よって本計画に反対いたします。	本事業では森林の伐採や地形改変を行いますが、対象事業実施区域の周囲には残置森林を設置し、造成緑地には潜在植生に配慮した植栽を実施するとともにソーラーパネルの下は種子吹付を行うことで、可能な限り緑の回復を図り、自然環境や景観への影響の低減を図ります。準備書では景観を評価項目として選定しており、主要な眺望点からの予測においては、設備の色彩は周辺環境に調和した色彩とするなど環境保全措置を検討した上で、予測・評価を行います。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
209	1	(4)アセス意見書の内容を要約しない事。意見書を貴社側で判断、要約をすると、貴社の作為が入り、意見書の真意が知事に伝わりにくくなる。又は、真意が真実と異なって伝わってしまう為、それを防ぐ為に事業者見解には意見書の全文公開をする事。※意見書は、事業者を経由して行政に民意を伝える機会です。必ず実行して下さい。※別案件で、作為を入れる案件が、見受けられた例があるので敢えて記載しました。準備書の縦覧時にこの意見を確認します。	方法書についての意見の概要の送付については、「静岡県環境影響評価条例」（平成11年03月19日条例第36号）の第13条1の1では「当該意見書の写し」、第13条1の2では「当該意見書に記載された意見の概要を記載した書類」との記載があり、これに従って、手続きを進めます。また、準備書においては条例に従って意見の概要及び意見についての事業者の見解を記載いたします。
210	2	本事業の発電所出力は、方法書によると単機出力約415W×発電機枚数98,237枚=40,768.355kWで40MWを超える、本来なら静岡県ではなく、40MW以上の太陽電池発電所に環境影響評価を求めている環境省の環境影響評価を行う案件になるのではないか。林地開発許可時や、函南町の土地利用事前協議の際の事業討画も40MWの発電規模の届出になっている。意図的に環境省の環境影響評価を回避していないか。発電所出力について、出力届け出時からのスペック変更等、何らかの説明が必要。	環境影響評価における発電所の規模（出力）は経産省に届出時の発電所の発電端出力を記載することとなっているため、交流の表記となっています。太陽光発電所では太陽の光エネルギーを受けて太陽電池が発電した直流電力を、パワーコンディショナにより電力会社と同じ交流電力に変換して、それらを集めて、電力会社の系統に接続しています。
211	6	静岡県のハザードマップが示すとおり当該地域には土石流危険区域にあり、一般的な林地開発によりきめ細やかな地質調査と万全の対策が必須である。方法書ではその計画が不十分であり、またその評価方法も不明瞭になっている。言うまでもなく環境影響評価は、調査自体が目的では無く、そこで発見された問題にどう対処していくかが重要となる。	環境影響評価は住民等の皆様や専門家の意見を踏まえ、環境に配慮したより良い事業とするための手続きですので、方法書については環境影響評価をどのように実施するかの方法の手続を行いました。次に、準備書段階では具体的な事業計画を策定した上で評価項目について、調査、予測・評価した結果を準備書にとりまとめて公告・縦覧し、説明会を開催して皆様の意見や審査会の審議を受けてまいります。なお、事業の内容についての説明会は、方法書の手続きの前に函南町で3回開催しております。
212	10	過日開催された住民説明会の中では知事の意見には従うが住民の意見はただ聞くだけといった住民軽視の発言がありました。これは憲法で保障されている法の下の平等を軽視するものであり決して容赦できるものではありません。この暴言を深く反省し、この事業で影響を受ける直接の当事者である住民ひとり一人の貴重な意見を真摯に受け止め、誠意と責任をもって住民の納得する対応をとることを求めます。	環境影響評価の方法書又は準備書（以下、「アセス図書」と呼ぶ。）の手続きとして、作成したアセス図書を県及び関係市町に送付とともに公告・縦覧を行い、住民説明会を開催します。次に、アセス図書に対する意見を聴取し意見の概要（意見に対する見解書）を県及び関係市町に送付します。県では、その内容を踏まえて、専門家による審査会が開催され、その答申を受けて県知事意見が出されます。したがって、皆様から出された意見や専門家の意見を総合的に反映した上で県知事意見が出されますので、住民軽視の手続きではなく、住民の意見を踏まえた上での手続きとなっています。
213	52	計画地直下の小学校の保護者の中には生活日本語には不自由しないものの、難解な日本語の読み書きが十分でない方がいらっしゃると聞いています。今回の計画は、住民の生命と財産へ大きな影響を与えるものですから日本語が堪能でないことでその住民が排除されることはあるではないと思います。方法書の中の100ページの要約版の「やさしい日本語訳」を作成するか、最低限「ふりがな」を振ってください。その上で再縦覧期間を設けてください。	「静岡県環境影響評価条例施行規則」（平成11年04月20日、規則第51号）の第11条2では「方法書についての環境の保全の見地からの意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。」との記載があり、これに従って、手続きを進めています。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
214	209	<p>環境を破壊、人命を無視するようなビジネス（経済優先）には反対します。2019年台風19号で多くの土砂災害が函南町で発生、その後、断水でライフラインが止まり、多くの住民が不自由な生活を送りました。このメガソーラーが完成すると丹那盆地は壊滅的な被害が出ることがハザードマップを見ても明らかです。特に、丹那小学校の裏山は土砂崩れ警戒区域に指定。ひいては災害は柿沢川下流の柿沢台、畠毛、間宮、仁田等函南の下流部にも被害が及ぶと予想されます。このような危険が想定される地域、64haの森林破壊は許されることではありません。また、台風や強風の影響により発電施設の一部が近隣の住民、民家、田畠に飛散し被害を与える可能性があるので不安があります。</p>	<p>本事業の土砂流出対策については、林地開発の手続きにおいて、調整池Bの堤体の構造（地震時、洪水時及び土石流時）、法面の設計基準及び盛土面の安全性など、調整池の堤体の構造、法面及び盛土面の安全基準を満たす設計を行っており、洪水調整については、流域ごとに十分な容量の調整池を設置し、雨水の排水量を調整することで、河川流量の増加を抑制し水害防止に対処しています。また、ソーラーパネルの設置計画においては、「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン」（2019年版）の設計用基準風速34m/sを用いて設計しており、強風に対して適切な対策を講じておりますが、当該施設の影響により発生した災害等への対応については地元と協定締結を検討するなど真摯に対応したいと考えます。</p>
215	187	<p>住民が最も不安を抱いている水害についての調査、予測及び評価が計画されていない環境影響評価方法書は論外。水害に係る調査として、排水を計画する水路等を明らかにした上で、対象事業実施区域の下流河川等（丹那沢を含む）の維持管理実態を踏まえた流下能力と実際の流量・流速の計測を行うとともに、下流の排水機能力を踏まえた流下能力を把握すること。調査地域については、過去に柿沢川だけでなく狩野川及び相模湾まで土砂流出の影響が及んだ事実を踏まえ、全ての下流河川及び駿河湾までを調査地域とし、過去の水害実績を参考に調査地域内の適切な調査地点を選定の上、四半期毎の平水時及び降雨時に現地調査を行うこと。予測については、実際の維持管理状況を踏まえた流下能力での浸水被害想定を行うほか、対象事業の規模が極めて巨大であることから、想定外の降雨時（調整池オーバーフロー時）の浸水被害想定についても予測を行うべき。住民の命や健康、その財産の保全に重大な影響が想定される「水害」の評価の手法については、「影響が回避されているかを検討し、回避出来ない場合は事業中止又は計画の見直しを行う。」とされたい。</p>	<p>環境影響評価は、生活環境や自然環境など環境保全の観点から行われるものであり、本事業における調整池の容量及び下流河川の流下能力など、防災の観点からの対応（洪水調整機能）については森林法等の法律に基づく開発許可において担保されているものと考えます。また、環境影響評価条例の項目としては、「河川の変化」の項目がありますが、本事業では樹木の伐採や土地の改変を行うことから、対象事業実施区域には流域ごとに十分な容量の調整池を設置し、雨水の排水量を調整することで、河川流量の増加を抑制し水害防止に対処するため項目を選定していません。なお、この条例との対応については方法書には記載していませんので準備書で記載いたします。また、当該施設の影響により発生した災害等への対応については地元と協定締結を検討するなど真摯に対応したいと考えます。</p>
216	74	<p>計画地は、火山噴出物の堆積した脆弱な土質であるという事が考慮されていない。2019年の19号台風では、近隣各所で土砂崩れが発生し、水道管を破壊し、4000tもの水が下丹那地区を襲い、大変な被害が発生した。同じ地質でありさらにパネルが敷き詰められ改変された土地に、同じような豪雨があった場合、その数倍もの調整池を脆弱な地層が持ち堪えられるのか、特殊な土質であることを考慮した調査でないと意味がない。専門家の詳細な調査により活断層の存在が明らかになったが、それ以前にも丹那断層とそれに伴う活断層・無数の破碎帯があるという特殊な土地であることがわかつていたにもかかわらず、方法書記載の調査は極一般的な調査項目でしかなく、当地特有の事情が考慮されていない。この土地の現状と特種な地層であるという条件を元に調査をすべきである。</p>	<p>環境影響評価は、生活環境や自然環境など環境保全の観点から行われるものであり、本事業における調整池Bの堤体の構造（地震時、洪水時及び土石流時）、法面の設計基準及び盛土面の安全性など、防災の観点からの対応については森林法等の法律に基づく開発許可において担保されているものと考えます。また、環境影響評価の項目としては、「土地の安定性」を評価項目として選定しており、盛土部の土地の安定性について調査、予測・評価いたします。土地の安定性の予測条件としては、盛土が最大となった場合の通常時及び地震時の安全率の予測を行い評価します。一方、降雨時の土砂流出については降雨時は地震時より影響が小さいと考えられることから、安全率の予測の対象となっていません。また、当該施設の影響により発生した災害等への対応については地元と協定締結を検討するなど真摯に対応したいと考えます。</p>

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
217	4	メガソーラーを建設する際のデメリットとして認識されている浸水被害&雨水の流出&土砂災害、景観、水の濁り、反射光、生態系への影響、電力供給時の騒音等に関しては、環境アセスメントの評価項目として考慮されているよう見えるが、地域住民への周知や説得不足による地元との不和がある、という報道を目にしているため、より丁寧で詳細な説明と対話が必要とされている。加えて、許認可&施設建設の部分と、実際の太陽光発電事業を行う会社が別になっているようだが、地元への説明や合意の取り付けなどには、事業を実施する予定の会社の参加も必須かと感じるが、それはどの程度されているのか？	環境影響評価は住民等の皆様や専門家の意見を踏まえ、環境に配慮したより良い事業とするための手続きですので、方法書については環境影響評価をどのように実施するかの方法の手続を行いました。次に、準備書段階では具体的な事業計画を策定した上で、その内容及び評価項目について、調査、予測・評価した結果を準備書にとりまとめて公告・縦覧し、説明会を開催して皆様の意見や審査会の審議を受けてまいります。これまでに実施した方法書の説明会においては環境影響評価を実施する会社と事業を引き継ぐ予定の会社の両方の担当者が出席しており、準備書以降についても同様な対応を予定しています。
218	1	参考文献に自社のグローバルでない資料が含まれているが、自社文献は公的資料のような参考資料文献として扱って良いのか。	本事業は林地開発許可を受けていますが、その際に県の担当部局と協議にて、動植物の現地調査を実施しています。したがって、その時の調査結果を既存資料として、地域の概況に記載しています。
219	18	昨今、東日本大震災より原発等ゼロとマスコミや政治の中でもクローズアップされてきました。原発ゼロその考え方には私も賛成です。私の知人でT地区のある酪農家の方言っていました「原発ゼロ大いに賛成、だからソーラーは自分の考えで自分の山ですからやってよい」というお話を伺いました。これはこれで、一理あり自分のお考え、自分の責任の基おやりになれば誰も反対なさる方はないと思います。しかし、今回の計画は一個人の責任の問題でなく、昔からこの地を生活の基盤になさっている住民の方、古きよき里を心に刻まれた世の中で活躍なさっている方、幼稚園、小学校等施設があります環境を鑑みました時、はたしてこの場所に設置することが、何代もこの地に住んでおられる皆様の猛反対を押し切っても計画なさる事が、事業者にとりましても地元の皆様にとりましても本当にこれから先、何年安全で幸せを与えてくれるでしょうか。日本全国「環境と経済」どちらを優先するか、ウラン再生工場、辺野古基地等、マスコミに報道されていますが、地元の皆様の賛同が計画実行の先ず最初で一番大切なことではないでしょうか。地元の皆様の納得なく計画実行なさることには絶対に私は反対を強く意思表示いたします。	環境影響評価は住民等の皆様や専門家の意見を踏まえ、環境に配慮したより良い事業とするための手続きですので、方法書については環境影響評価をどのように実施するかの方法の手続を行いました。次に、準備書段階では具体的な事業計画を策定した上で、その内容及び評価項目について、調査、予測・評価した結果を準備書にとりまとめて公告・縦覧し、説明会を開催して皆様の意見や審査会の審議を受けてまいります。環境影響評価の手続きにおいては、事業計画の内容、土地の安定性、反射光、動植物・生態系及び景観などに対する住民の皆様の不安の解消に努めてまいりたいと考えています。
220	19	方法書p10の事業エリアの調整池から放流する下流河川の流下能力について問題あり。静岡県の林地開発審査基準では、当該河川の管理者と協議し同意が必要となっているが、御社は赤沢川および丹那沢について協議を行っていないことが明らかである。赤沢川と丹那沢の数か所で、確認ポイントとして、河川狭窄部の流量計算を行っているが、管理者の同意を得ることなく書類を作成した。特に、丹那沢の調整池は砂防指定地に放流する計画であるが、砂防指定地下流の丹那沢には上流の確認ポイントよりも狭窄な箇所がある。この現状をまったく把握せず水理計算をしており、「河川の改修が必要ない」との事業計画書への記載も虚偽である。改修についても当該河川の管理者と協議を行っていない。御社はアセス説明会で当該河川の管理者に確認すると述べたが、いまだ住民に説明がない。直ちに確認し、説明を求める。	環境影響評価は、生活環境や自然環境など環境保全の観点から行われるものであり、本事業の土砂流出及び洪水調整への対応については、林地開発の手続きにおいて、担保されていると考えます。従いまして、ご指摘の意見については県との林地開発に係る協議で確認を行い、準備書において適正な記載をいたします。また、引き続き、林地開発の許可条件に示してあるように、周辺や下流域の住民等の懸念や不安を真摯に受け止め、事業計画や事業の進捗に応じた説明会を開催するなど、周辺や下流域の住民等の理解が得られるよう努めてまいります。
221	23	方法書において誤記及び誤字がみられる。	準備書では誤記や誤字がないように十分な確認をいたします。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
222	29	環境保全の見地以外の意見	意見の内容について真摯に受け止め、できる限りの対応をして参ります。